

ロエスラーと独逸学協会

——明治憲法との関連で——

堅 田 剛

一 弔辞と雇用契約と

明治憲法の起草者ロエスラー (Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834—94) の死に際して、独逸学協会は未亡人にあて次のような弔辞を贈った。

〔前略〕

内閣顧問官ロエスラー博士には、その類いまれなる学問的能力と倦むことなき律義さに負うところの偉大な御業績によって、とりわけわが国の立法的再編をめぐる御功績によって、国中の永遠の評価と感謝を要求する最高

の権利を得られました。

『独逸学協会』においてはもとより、本協会が設立した『独逸学協会学校』に対しても、実に活発かつ活動的に関与され実にしばしば御助言くださった故人の思い出は、永遠に高く称えられることでありましょう。同様にこの学校のかつての生徒たちも、深い真の感謝をもって故人を偲びつつけることでありましょう。

（中略）

子爵 J・品川

独逸学協会委員長

教授 H・加藤

独逸学協会学校々々長<sup>(1)</sup>

この弔辞の日付は一八九五（明治二八）年の二月二五日となっている。ヘルマン・ロesslerがオーストリアのボーツェンで死んだのは前年の十二月二日のことであつたから、ほぼ三か月遅れとはいえ、当時としてはまずまずの対応といえよう。

儀礼的な文面を除けば、弔辞に表されたロesslerの業績は大きく二点に要約できる。すなわち、一つは立法上の功績、もう一つは教育上の功績である。ロesslerは立法者として明治憲法の起草に直接携わつたのであつて、このことは比較的によく知られている。他方で、独逸学協会との関係に代表される。学者もしくは教育者としての側面はほとんど記憶されていない。憲法の制定作業にくらいれば、民間の団体との付き合いなどは単なるエピソード以上のものではないということだろうか。けれども、もしも明治憲法の制定と独逸学協会との関係がもっと

内在的なものだったとすれば、この弔辞は思想的に大きな意味をもつことになる。

憲法制定者ロesslerと独逸学協会とはいかなる関係にあったのだろうか。

まずは弔辞の署名者に着目してみよう。あらかじめ示しておけば、「子爵J・品川」とは品川弥二郎、「教授H・加藤」とは加藤弘之のことである。彼らとともに独逸学協会の中心的な会員であった。独逸学協会はドイツ的諸質問のわが国への組織的導入のため、一八八一（明治一四）年に創立された。八三年からは付設の独逸学協会学校も開校し、そこではドイツ語教育のみならず、ドイツ法学の教授がおこなわれた。<sup>(2)</sup> いずれもわが国で最初の試みといていい。その初代校長は西周、二代校長は桂太郎、そして三代目の校長が加藤弘之であった。

独逸学協会を民間の一団体といったが、それは設置形態についてのみいえることであって、その実態は純然たる民間団体とはいいがたい。会長に北白川官能久親王を戴いたのは権威づけのためだとしても、設立当時、品川弥二郎は農商務省少輔であったし、西周は宮内省御用掛兼陸軍御用掛、桂太郎は太政官軍事部権大書記官、加藤弘之は東京大学法学部総理を務めるなど、それぞれ政府や大学の要職にあった。そればかりではない。伊藤博文をはじめ、山県有朋、井上馨、井上毅、伊東巳代治といったように政府の中枢にも多くの会員を抱えていたし、ミヒャエリス、ラートゲン、モッセのようなお雇いドイツ人たちも会員になっていた。もちろんロesslerも例外ではない。<sup>(3)</sup> そのうえ協会学校には、宮内省や文部省や司法省から多額の補助金が出ていた。独逸学協会ないし協会学校は、けっして単なる民間の団体でも私立の学校でもなく、むしろ国策遂行の公的機関であったのである。

もっとも、ロesslerについていえば、彼は独逸学協会の会員であったけれども、本業は内閣顧問官であって、ミヒャエリスのように協会学校の教員であったわけではない。だがロesslerは独逸学協会にたびたび招かれて講演をおこなったり、そこから著書を出版したりしている。ロesslerもまた独逸学協会と密接な関係にあったとい

えよう。

両者のつながりは、ロesslerの来日以前、独逸学協会ができる以前にまでさかのぼることができる。当時の在独公使は青木周蔵であったが、彼はドイツにあって、日本国内に送り込むべきドイツ人の斡旋を手がけていた。彼もやがて独逸学協会の発起人となり、のちには品川弥二郎のあとをうけて第二代の協会委員長となる。お雇いドイツ人の送り出しは公使としての当然の職務ともいえようが、彼による人材発掘の確かさをみると、これは公使青木の外交のゆえとするより、ドイツ学者青木の研究成果と考えたほうが理解しやすい。時期は前後するが、ミヒャエリスの場合も<sup>(4)</sup>ロesslerの場合もそうであった。

ヘルマン・ロesslerは、エアランゲン大学で法学博士の学位を取得し、チュービンゲン大学からは経済学博士の学位を得ていた。その間、司法や行政の実務も経験している。青木が接触した一八七八(明治一一)年当時は四十歳台の前半で、ロシュトック大学教授として行政学や財政学や経済学を講じていた。ドイツの学界においても、まさに将来を嘱望された学者であった。

ただし、ロesslerはビスマルクの軍国主義には批判的で、そのゆえにときの政府から危険人物と目されていた。カトリックに改宗したおかげでロシュトックを追われ、祖国ドイツを捨てて極東の日本にやって来たのも、また離日後、ドイツではなくオーストリアに住んだのもこのことと関係がある。

さて、鈴木安蔵は論文「ヘルマン・ロesslerと日本憲法」のなかで、ロesslerと明治政府のあいだに締結された雇用契約書を紹介している。伊藤博文の了解のもとに青木とロesslerが交わした契約であるということは、独逸学協会の枠組みのなかでの思想的関係として解釈できるということにもなるだろう。この時点では独逸学協会は結成されていないから、少々先走りすぎるかもしれないが、この契約書が日本でのロesslerの地位を確認す

るうえで貴重な資料であることはまちがいない。

雇用契約書は全部で六カ条からなっている。ここではロエスラーの身分に関わる第一条のみを訳出する。

「第一条 教授ヘルマン・ロエスラー博士は法律顧問として東京の外務省に勤務する。この地位により、同氏は外務省の職員（ただし公用旅行の権利をもたない）として外務省の事務局に配属され、事務局から指示を受け、同氏の職務は、国際公法ないし国内法上の諮問に答申すること、同氏に対して外務省の長より提示された関連法案を作成すること、およびその他同種の事務に従事することにある。同氏の勤務時間は外務省のそれと同様である。同氏はその地位において公務員の公法上の職権を有するものではない。同氏は政府に対して私人としての権利、すなわち、この契約の取り決めおよび私法の一般原則から生じる権利のみを有する。しかしながら、同氏は職務に関して公務員と同様に職務上の秘密を守らなければならない。」<sup>(5)</sup>

外務省の法律顧問 (juristischer Berater) という身分は、第一条をみるかぎりさほど高い地位ではない。外交官の特権が認められないのはもとより、公務員としての職権も認められず、にもかかわらず、公務員なみの守秘義務が課されていた。さらに法律顧問としてのロエスラーの任務は、国際法および国内法の整備に関するものであったが、これとても文言からは憲法や商法といった大法典の編纂を予想させるようなものではない。いわば法律関係の雑務を任された臨時雇い、これが契約書に表された彼の身分であった。

とはいえ給与面からみれば、日本人職員にくらべてやはり破格の待遇といわねばならない。第二条から第五条までは俸給関係の規定がつらなる。要点のみを記そう。たとえば、ロエスラーの年俸は七二〇〇商銀で、これとは別

に住居が支給される(第二条)。病気で職務が果たせなくても、それが三か月以内であれば給与は全額保障される(第三条)。また契約期間中に死亡したとしても、遺族には三か月分の給与が支払われる(第四条)。さらに東京着任や帰国のための旅費が、夫人の分も含めて支給されることになっていた(第五条)。

最後の第六条には契約期間が定められている。契約書の日付は一八七八(明治一一)年十月五日であるが、遅くとも十一月の半ばまでにはドイツを出発せねばならないこと、東京の外務省に着任した日から六年間が雇用期間であることが明記されていた。ロesslerが妻子をともなつて横浜に到着したのは、その年の十二月二三日のことであった。

ロesslerをめぐる雇用契約と弔辞に言及したが、もとより考察すべきはわが国におけるその間の活動である。お雇いドイツ人ロesslerは、日本にどのような学問をもたらし、またいかなる憲法思想を移植しようとしたのだろうか。

## 二 独逸学方針

ヘルマン・ロesslerは公務のかたわら、わが国におけるドイツ学の発展のために様々な教育活動をおこなった。その窓口になったのが独逸学協会、および付設の独逸学協会学校であった。ロessler研究者のヨハネス・ジームスは、著書『日本国家の近代化とロessler』とそのドイツ語版(Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Recht)において、ロesslerと独逸学協会の関係につき次のように述べている。前節に独逸学協会による弔辞を掲げたが、それはロesslerとのこうしたつながりにもとづくものであった。

「ロesslerは、さらに日本におけるドイツ学の普及に対しても直接に貢献した。ドイツ学の愛好者たちは、当時『独逸学協会』(Doitsugaku Kyokai) (Verein für die deutschen Wissenschaften) に集っていたのだが、この協会は『独逸学協会学校』(Doitsugaku Kyokai Gakun) (Vereinshule deutscher Wissenschaften) というアカデミーを経営していた。この二つの機関は、ドイツ学の普及にとりわけ日本人におけるドイツ国法の認識にとって、非常に有意義な功績を果たした(残念なことに、その活動を学問的に叙述したものはまだ存在しない)。独逸学協会の設立と発展に、ロesslerは決定的に関与した。その設立者ないし主要メンバーは政府関係の人々であったが、ロesslerは彼らと密接なつながりをもっていた。北白川宮、山県有朋、品川弥二郎などである。ロesslerは独逸学協会で行くつかの講演をおこない、その出版部門において若干の小さい著述を公表した。これらは日本語訳でしか残っていないのだが、以下の諸問題を論じたものである。<sup>(6)</sup>」

ロesslerが独逸学協会において講演し、その日本語訳を同協会から出版したものととして、ジームスは『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』『仏国革命論』『独逸学方針』の三編を挙げる。

このうち『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』は、明治一六(一八八三)年の独逸学協会春季総会においてロesslerがおこなった講演である。これを協会員の荒川邦蔵が翻訳して独逸学協会から出版した。ロesslerはこのなかでヘーゲルやサヴィニーを引き合いに出しながら、ドイツ国家学の優越性を最大限に称えている。彼によれば、その特質はとくに「国権ノ統一」に固執する点にあり、したがって「国権分割ノ説」を奉じるイギリスやフランスの理論とはまったく異なるものである。こうした文脈でのヘーゲルとサヴィニーの組み合わせは意外な感も

あるが、道義的国家論と歴史主義は両者の共有するところでもあった。ロesslerのいう「独逸歴史学派」とは、歴史法学的な国家学のことであって、そこでは国家の統一は君主の大権によってのみ保たれるとされる。<sup>(7)</sup>

また『仏国革命論』(独逸学協会訳、一八八五/明治一八)においては、フランス革命の原因をアンシャン・レジームの乱脈や墮落ではなく、誤った倫理観や道徳の退廃にあると断定している。ロesslerによれば、その責任は王室ではなく、ルソーやヴォルテールやディドロやエルヴェティウスなどの書物なのである。そして彼は当時のわが国にも革命の兆候を感じとったのか、「今日の日本でも、フランス革命の思想のような有害な毒素をあらゆる力で防止することが、差し迫った義務となっている」と述べる。国家の秩序をなによりも重視するロesslerからすれば、「革命の権利」などとうてい認められるものではなかった。<sup>(8)</sup>

さて「独逸学方針」(関澄蔵訳)である。ジームスはこれが一八八九(明治二二)年のもので『学林』第一巻第二号に掲載されたとしているが、実は「独逸学方針」は、一八八四(明治一七)年三月発行の『独逸学協会雑誌』第六号においてすでに公表されている。両誌はともに独逸学協会の機関誌であったが、『学林』は『独逸学協会雑誌』の後継誌である。ジームスが紹介する論文は『学林』に再録されたものである。

このことについてはのちに再度検討するとして、「独逸学方針」がある種の「政治的・教育的目的」をもっていたことは、まさにジームスの指摘したとおりであろう。ロesslerは、当時のドイツ政治学の傾向(方針)を学派別に概観することによって、「独逸学海ニ遊フ諸子ノ方針」を示そうとした。ドイツ学普及の意図が、フランスやイギリスの革命思想に対抗するものであったことはいままでもない。

以下に「独逸学方針」の内容を整理してみたい。ただし、『独逸学協会雑誌』にみられる学科目や学派の訳語が今日用用のものと異なる場合は、適宜あらためながら紹介する。ドイツ語の原稿が残されていないのでこの用語の



確定は困難であるが、ジームスの推定を参考に、可能なかぎりロエスラーの意図を復元してみよう。<sup>(10)</sup>

まずロエスラーのいう「政治学」（国家学）とは、「法律学」に対する概念であることが明らかにされる。現行の国家法を解釈する学問は法律学に含まれるが、これ以外の一般国法学・政策学・一般国家学などはすべて政治学の領域に算入される。この意味で、政治学つまり国家学とは、「国家ニ関スル諸般学科ノ総称」なのである。

国家学は大きく純粋政治学と経済学に分かれる。さらに、その各々がいくつかの学派からなっている。「独逸学方針」の目的は、なによりも同時代のドイツ政治学の見取り図を提示することにあつた。

純粋政治学には五つの傾向がある。すなわち、①積極的・権威的傾向（die positiv-autoritäre Richtung）、②宗教的・政治的傾向（die religiös-politische Richtung）、③市民的傾向（die bürgerliche Richtung）、④哲学的・合理的傾向（die philosophisch-rationale Richtung）、⑤過激的傾向（die radikale Richtung）である。

第一の積極的・権威的傾向とは、法による統治を重視するが、これを君主の専権と考える学派である。これは君主政や貴族政を標榜する。ロエスラーはこの学派の著書として、ハラーの『政治学の復興』（Restauration der Staatswissenschaft, 1816—20）やツァーハリエの『国家論四十篇』（Vierzig Bücher vom Staate, 1839—43）などを挙げている。

第二の宗教的・政治的傾向は、教会法による統治を主張するが、政治的には積極的・権威的傾向とおなじ立場を取る。シュラーの『全国家学の神学的基礎づけの必要性』（Notwendigkeit einer theologischen Grundlage der gesamten Staatswissenschaft, 1819）やシュタールの『国家学および国法原論』（Staatslehre und Prinzipien des Staatsrechts, 1856）がその代表的著作である。

第三の市民的傾向は、中間階級としての市民の自由・平等・自治を重視し、立憲主義や法治国家主義に立脚す

る。ロエスラーによれば、この学派は時宜にならなくなっており最大の影響力をもつ。その主な思想家と著書は次のとおりである。すなわち、ロテック『理性法および国家学の体系』(System des Vernunftrechts und der Staatswissenschaften, 1840)、『ヴェルカー』『法』(国家および刑罰の原基) (Letzter Grund von Recht, Staat und Strafe, 1814)、『ダーマン』『現況に起因し現況の尺度に還元せられた政治学』(Politik auf dem Grund und das Maß der gegebenen Zustände zurückgeführt, 1847)、『モール』『国法』(国際法および政治学) (Staatsrecht, Völkerrecht und Politik, 1860)、『グナイスト』『法治国家』(Der Rechtsstaat, 1872)、『ゲルバー』『国法体系』(System des Staatsrechts, 1880)、『ブルンチュリ』『近代国家論』(Lehre vom modernen Staat, 1875—76)。

第四の哲学的・合理的傾向は、自由や幸福のような道義的原理をもって国家を論ずる道義的国家論を信奉する。これは法と道徳を同視する哲学的観念論ではあるが、国家学の一般理論としても重要なものである。カント『法論の形而上学的基础』(Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, 1796)、『フービテ』『自然法』(Naturrecht, 1796)、『ヘーゲル』『法の哲学要綱』(あつは自然学と国家学概説) (Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Natur- und Staatswissenschaft im Grundrisse) などがこの学派の著作である。

第五の過激的傾向は革命主義を採る。ロエスラーは、これはドイツの学問としては存在せず影響力もないと断言する。

次に経済学について三つの傾向が言及される。①自然法則的・消極的傾向 (die naturgesetzlich—negative Richtung)、『②政策的・積極的傾向 (die politisch—positive Richtung)』、『③過激的傾向 (die radikale Richtung)』である。

第一の自然法則的・消極的傾向は、経済を自然の秩序と解して自由競争を奨励する。この学派にとっての最良の

経済政策とは自由放任主義である。政府が法を用いて管理することを拒むのである。たとえば、ロッシャー『国民経済学体系』(System der Nationalökonomik)が挙げられる。

第二の政策的・積極的傾向は、経済を自然の秩序ではなく政策の作用と考え、経済政策を積極的に推進する。これを代表するのは、リストの『政治経済学の国民的体系』(Nationales System der politischen Ökonomie)、シュタイン『国民経済学教科書』(Lehrbuch der Volkswirtschaft, 1878)であるが、シュモラーやシュッフェルもこの学派に属する。ロesslerはこれをドイツの多数派として、彼自身の『国民経済学講義』(Vorlesungen über Volkswirtschaft, 1878)もこれに加えている。

第三の過激的傾向とは、純粹政治学の場合と同様、革命派つまり社会主義者や共産主義者や社会民主主義者のことである。ここでは、マルクス『資本論』(Das Kapital, 1873)、デューリング『国民経済学および社会経済学教程』(Kursus der National- und Sozialökonomie, 1876)が挙げられる。

「独逸学方針」と銘打ちながら、ロesslerの論説は学派の分類と参考文献の羅列に終始している。だが少々の退屈さをこらえて仔細にながめれば、おのずからロesslerその人の思想的立場がみえてくる。彼はグナイストやブルンチュリ<sup>(1)</sup>の市民主義的な政治学とは一線を画して、シュタインとともに、みずから政策重視の国民経済学派のなかに位置づけているのである。詳しい説明はないけれども、それは市民の自由・平等・自治を擁護するというよりは、国家の政策として、実定法をもって上からの秩序づけをおこなおうとする立場であるだろう。

ブルンチュリ<sup>(1)</sup>についてはしばらく措くが、ロesslerはこうしてグナイストの市民主義ではなくシュタインの政策主義に近いことを表明する。このことは彼による商法や憲法の編纂にも微妙な影を落とすにちがいない。

学派の分類と参考文献の羅列は退屈だといってしまったが、実は結論の部分にいたってようやくロesslerの意

図が表明される。「独逸学方針」のなかで最も興味深い文章である。

「日本語ニ翻訳シテ益アルモノハ専ラ學術上ニ緊要ニシテ教授用ノ為ニ著述シ且文義明瞭ニシテ日本国ノ事情ニ適切ナルモノニアリ余ハ本紙中此ノ如キ書ノ著者人名ニ圈点ヲ附シテ之ヲ示シタリ然トモ論評ノ力ヲ進ムルカ為ニハ彼有害ナル過激派ヲ除クノ外各派ノ著書ヲ読ムモ亦可ナリ」<sup>(12)</sup>

ロエスラーはいう。学術的・教育的に意義があり、しかもわが国の実状に適った著書のみを翻訳せよ、と。彼のねらいは、ここにいたってようやく明らかになる。「独逸学海ニ遊フ諸子ノ方針」といった一般論を越えて、ロエスラーはより具体的に、いわば読書指導をおこなっているのである。その相手として直接に想定されたのは、独逸学協会の会員たちである。つまりドイツ学の徒と政府の要人であるが、協会員の多くは、西周や加藤弘之や青木周蔵のように、両者を兼ね合わせていた。当のロエスラー自身が学者であり政府顧問であったのである。この意味で「独逸学方針」は、なによりも独逸学協会の任務を確認するものであった。

以上「独逸学方針」の内容を紹介し、あわせて『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』および『仏国革命論』についても簡単に言及した。ロエスラーと独逸学協会との関わりとしてジームスが紹介するのはこの三編のみだが、『独逸学協会雑誌』には、明治一八(一八八五)年の独逸学協会春季総会における彼の演説も収録されている。その趣旨はこれまでと同様、またしてもドイツ学のすすめであった。

「諸君ヨ諸君、本協会ノ目的ハ独逸ノ学ヲ日本ニ振興センコトヲ計ルニアリ。而シテ余ハ、日本ニ独逸ノ学ノ振

興ヲ計ルニハ、豈、今日既ニ日本ニ行ハレル所ノ諸学科ノ進歩ヲ計ルニ止マラスシテ、尚他ニ務ム可キ者アルヲ  
 発見セリ。即、日本ノ人ヲシテ彼ノ普通知識ニ基ク所ノ理論ニ眩惑セラルムコトナカラシメテ、深淵該博ナル独  
 逸ノ学ニ帰向セシメンコト、是ナリ。<sup>(13)</sup>」

ちなみに「普通知識」(Gemeinsinn)とは「コンモンセンス」(commonsense)のことであるが、ロesslerはこ  
 のイギリス的な感覚こそが諸悪の根源だという。すなわち、物質的欲望・個人主義・弱肉強食・反形而上的態度  
 は、いずれもこうした感覚の所産なのである。

ロesslerの結論はいつも同じ方向を指している。要するに、感覚主義的な英学や仏学ではなく哲学的な独逸学  
 を学べ、というのだ。そうはいっても、ロesslerが理想とするドイツ学とはなにかとの肝腎な問題は、当時に  
 あっては独逸学協会の会員たちにおいてさえいまだ明瞭ではなかっただろう。ロesslerは今度はこの問いに答え  
 なければならぬ。その具体的な解答が憲法草案であったとする仮説は、いささか唐突にすぎるだろうか。だが独  
 逸学方針の根底には、必ずや彼の国家構想があったはずである。

### 三 ロessler氏答議

明治憲法を「独逸学方針」の枠組みのなかに位置づけるとして、検討すべきは独逸学協会と憲法制定とのもう少  
 し立ち入った関係である。前節で引用したシーメスの言を想起してほしい。彼は独逸学協会がドイツ国法学の普及  
 に果たした功績を大いに称えた。もっともそこには括弧書きが付されており、「残念なことに、その活動を学問的に

叙述したものはまだ存在しない」とあった。より正確には、日本人自身による学問的叙述はいまだない、ということだろう。独逸学協会をめぐる研究は、もっぱらドイツ側の研究者によって担われてきた観がある。

たとえば、P=C・シェンク著『近代日本の法制度および憲法制度の形成におけるドイツの寄与』(Deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts — und Verfassungswesns)という研究書がある。副題には「明治期日本におけるドイツ人法律顧問たち」とあり、一九九七年刊行の新しい本である。詳しくは別の機会に紹介するが、このなかで著者は「試験台上のドイツ法——独逸学協会学校——」と題する章を設けて、独逸学協会の活動につき、まさしく学問的な叙述をおこなっている。

シェンクは独逸学協会に関する章を、先のジームスの嘆きとほとんど同じ言葉で始める。すなわち、「学校に関しては今までのところ利用しうる学問的研究が存在しない<sup>(14)</sup>」と。ジームスの著書から四半世紀が経過しても、日本側の研究状況はなんら変わっていないということだ。シェンクは独逸学協会につき、ドイツで入手可能な文献によって論じざるをえなかった。だがこうした資料的制約は、協会に対するドイツ側の評価を浮き彫りにする、という皮肉な成果をもたらした。

独逸学協会学校についてのシェンクの記述は、主としてゲオルク・ミヒャエリスの記録にもとづいている。ミヒャエリスは協会学校の初代ドイツ人教師として専修科でドイツ法学を教え、帰国後、第一次大戦末期にドイツ帝国の宰相となった。シェンクによる協会学校の紹介は、ミヒャエリス文書の所在を明らかにした点では貴重なものであるが、率直にいったその内容はとくに目新しいものではない<sup>(15)</sup>。しかしながら、協会学校の制度的な位置づけとしてはきわめて的確な要約をおこなっている。少し長くなるが引用する。

「独逸学協会学校における法学教育の意義は、歴史的観点からみて計り知れないものである。ドイツ法学的な官僚制度を導入しようとした伊藤政府の意図は、国家の気前のいい援助をみれば疑いもなく実証される。第一期生が行政組織内の最高かつ有力な地位に即座に採用されたことも、その意義を物語るものだ。こうしてこの学校は、幹部製造工場や学問的実験農場と同様、大学レヴェルの法学教育をドイツに見習って基礎づけるのに役立つ。ミヒャエリスの広めた実務的な司法官試験補養成法は、裁判官となるための手引きであったが、それが日本の法学教育を方向づけるものとなったのである。だが他の教育モデルが一八八〇年代をそのまま引き継いだところに創設されるはずはなかった。法学専修科の衰退は、逆説的ながらその成果の保証人として立ち現れた。ドイツ法の教育が大学レヴェルにこそ適することは、初めから立証済みだったはずだ。独自のドイツ法的な法学部が華々しく創設されたのにもない、一八九五年、案内役を務めたこの私立の高等教育機関は御用済みとなったのである。」<sup>(16)</sup>

最小限の注釈を付け加えるならば、独逸学協会は一八八五（明治一八）年にドイツ法学の専修科を設けた。ドイツ系の法律学校としては最初のものである。専修科は政府の保護とミヒャエリスの指導のもと、私立の教育機関としては異例に多くの官僚を輩出した。ところが帝国大学にドイツ法学の基盤が整ったことによって、一八九五（明治二八）年に専修科は廃止されてしまった。わずか十年の歴史である。ここには明らかに明治政府の意向が働いている。独逸学協会の会員には伊藤博文を筆頭に政府関係者が顔をそろえていたし、廃止時の協会学校々長は帝国大学総理の加藤弘之が兼任していた。独逸学協会学校は、私立であるどころか半官半民ですらなく、その実態は準官立的な教育機関であった。だからこそ国策の前になんの抵抗もせずに、ドイツ法学普及の任務を帝国大学に委

ねることができた。

シェンクも独逸学協会学校の章のあとに帝国大学の章を設けることで、ドイツ法学の案内役が御用済みとなった経緯を論じている。独逸学協会学校の専修科がドイツ法の「実験台」(Pflanzstand)であったというのは、およそこうした意味にはかならない。今や晴れの舞台は帝国大学法科大学に移ったのである。

ところで、シェンクの著書ではロエスラーはさほど大きな役割を演じていない。独逸学協会学校の章にロエスラーの名前はまったく登場しないし、「ドイツ人法律顧問たち」の章でもアルベルト・モッセの項目はあるがロエスラーのそれはない。もちろん憲法との関連でロエスラーへの言及はなされるけれども、章立てからすれば、彼らむしろ商法典の編纂者として扱われている。

シェンクの扱い方がそうであるだけに、商法典ではなく憲法典の制定におけるロエスラーの役割を探究しようとするとき、ジーマスの業績はなお新鮮さを失わない。明治憲法の制定過程に関してはすでに鈴木安蔵や稲田正次の浩瀚な研究があるし、今またシェンクの刺激的な著書が現れたわけだが、それでもなおジーマスのロエスラー論は卓越した存在でありつづけている。

まずは憲法制定作業におけるロエスラーの役割について述べておこう。一般には明治憲法は制度取調局で作成された、つまり、伊藤博文のもと、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の三人が起草したとされる。だがジーマスは彼らの背後にドイツ人ロエスラーがいたことを強調する。ジーマスによればそれは「憲法起草の秘密」(das Geheimnis der Abfassung der Verfassung)といえるほどの重大事であるが、彼の指摘にもかかわらず、ロエスラーの影はいまだ薄いように思える。

それはともかく、ジーマスが立論の出発点とするのはほかならぬ伊藤博文の証言である。



「此憲法の草案を拵へるに就て非常の力を与へたは井上毅で、其他伊東巳代治、それに金子堅太郎位な人数でやつた、独逸のロイスレルと云ふ人は博学の人で、独逸英仏の事に明かで、経済にも法律にも明かで、立派な博士で、之れと争論して日本文に書いたものを英文に直し、又英文になつたものを日本文に改めて、両方照し合はせて法理的に喰い合ふところを見合はせねばならぬ。ソシテ大概調べ合せて草稿を起したが、十七年からは虚日な政治の事をやつてゐる傍らに、憲法のことを調べつゝやつて、其傍らに皇室典範もやらねばならず、それに付帯する選挙法から議院法を皆やらねばならぬ。」<sup>(17)</sup>

憲法制定の作業において井上毅が中心的な役割を果たしたことは、ジームスも認める。そのうえで彼は「だが井上の傍らにはロesslerがいた」(Neben Inoue aber stand Roessler.)とつづける。ジームスとともに尾佐竹猛の表を借りるならば、井上は憲法的諸問題について「事々にロesslerの意見をたたき、これに対してロesslerもまた丁寧親切に答議した」のであつた。<sup>(18)</sup>ジームスはこのいわゆる「ロessler氏答議」こそが、憲法制定作業におけるロesslerと井上の位置関係を端的に示すものと考えている。そして日本語に翻訳された一六〇部以上のロessler意見書のうち、七五部が直接憲法に関するものだという。

井上毅が編纂した「ロessler氏答議」は、彼自身の梧桐文庫に収蔵されていたが、今日では国学院大学版『近代日本法制史料集』の主要部分として公刊されている。しかしジームスは、このようにまとまつた形では参照することができなかつたようである。というのも、「ロessler氏答議」を通観すれば気がつくように、ジームスの研究にはいくつかの看過された点があるからだ。たとえば答議の総数にしても、実際には明治一四年六月から明治二五

年十一月までの日付で計四二五篇が確認されており、しかもそれは解釈にもよるが、すべてが憲法に関わるとみることが出来る。要するに「ロエスレル氏答議」は、ジームスが指摘したよりはるかに膨大なものであり、憲法との関わりも予想以上に深いものだったのである。

けれどもそれはシェンクが遭遇したような資料的制約にもとづく結果であって、むしろジームスの先駆性をこそ称賛すべきであろう。このことを踏まえたうえで、なお彼が言及しえなかった点を二つだけ挙げておく。①例の「独逸学方針」と「ロエスレル氏答議」との関係、②「ロエスレル氏答議」の翻訳者たちと独逸学協会との関係、の二点である。

まず第一に「独逸学方針」との関係について検討する。前節で紹介したように、ジームスはこの初出を『学林』二号（一八八九／明治二十二年十一月）としたが、実はすでに『独逸学協会雑誌』六号（一八八四／明治一七年三月）で公表されていた。ところが、「ロエスレル氏答議」のなかにはほぼ同じ内容の文書が見出される。『近代日本法制史料集』に、「問 政治学ニ関スル問」「答 ロエスレル氏 関澄蔵訳」として整理された文書である。<sup>(19)</sup>

この文書は、「政治学ノ各科ニ現時何等ノ学派アルカ」「此等ノ学派を代表スヘキ著述家ハ誰ソ」「日本語ニ翻訳セントスレハ何等ノ著述書ヲ好トスルカ」という三つの諮問に対する答申である。もちろん、井上が諮問しロエスラーが答申した。詳しい日付は不明だが、編者は一八八三（明治一六）年と推定している。そして肝腎の内容は、「独逸学方針」のほうに若干の前書き的な文章があることと、言い回しに微妙な相違が見出されることを除けば、まったく同じものなのである。訳者も同じ関澄蔵である。

ここから推測できるのは、およそ次のような経緯である。すなわち、かねてドイツ学の導入を考えていた井上毅は<sup>(20)</sup>明治一六年にドイツ国法学（政治学）の動向についてロエスラーに質問した。ロエスラーは答申をドイツ語で

提出し、これを閱が日本文に訳して確認を得た（末尾にはロesslerの署名と閱の署名捺印がある）。これが梧陰文庫に収められた答議である。一方、ロesslerは手元に残ったドイツ語原稿に短い前書きを加え、井上の了解のもとにあるいはその指示にしたがって、『独逸学協会雑誌』に公表することとした。そこで閱はあらたに前書きの部分を訳し、さらに既存の訳文に手を入れた。これが「独逸学方針」なる標題で翌一七年の三月に活字になった。さらにいえば、「独逸学方針」は二二年に『学林』に転載され、のちにジームスの目に留まることとなった。詳細はなお不明だが、この推測に大きな誤りはないだろう。

ロesslerの他の著書についても、ここでもう一度整理しておく必要がある。そもそもジームスは、ロesslerと独逸学協会に關して「独逸学方針」のほかにも、『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』と『仏国革命論』の二冊の本を挙げていた。

このうち『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』が、どういふわけか三八六号文書として「ロessler氏答議」のなかに紛れ込んでいる。<sup>(2)</sup>この書物の出版事情についてはすでに触れたけれども、見返しには、「本書ハ、独逸国大川邦蔵で、独逸学協会から同年五月に刊行された。つまりこれは小冊子ながら独立した本であつて、いわゆる答議書ではない。さらにこれを井上が所蔵していたこと自体は、彼も協会員でありロesslerの上司であつたのだからなんの不思議もない。しかしながら、これが答議書に紛れていたことはもっと積極的な意味があるのかもしれない。これまた推測にすぎないが、ロesslerがこの本を井上に献呈し、興味を覚えた井上が「独逸学方針」についてさらに諮問したのではないだろうか。

だとすれば、「独逸学」の振興をめぐつて、ロesslerと井上のあいだである種の連携がおこなわれ、その間のや

り通りのなかで憲法制定作業が進められていったことになる。どちらが主導したかは別として、確実なのは彼ら兩人を囲んでドイツ的学問の知的共同体があり、それが独逸学協会であったということである。

ドイツ的国法学が想定する論敵はイギリスとフランス、とりわけフランス的革命論であった。すでに述べたように、ロesslerの『仏国革命論』は独逸学協会訳として一八八五(明治一八)年に公刊された。さらに「ロessler氏答議」のなかには、ジームスが見落とした著書が含まれている。三七九号文書として収められた『国権論 付録第二』である。これは三浦良春と青山大太郎の共訳で、一八八二(明治一五)年の三月に独逸学協会から出版された。少々説明が必要だが、『国権論』(四分冊)そのものはH・シュルツェの著作で、同年にやはり独逸学協会から木下周一訳が出た。ロesslerはこれに二冊の付録を加えて同時に出版した。それぞれ「主権」と「法」についてルソーの革命理論を批判しながら、原著者のシュルツェを援護する目的をもっていた。「ロessler氏答議」のうちに見出されるのは第二付録の法律論のほうである。<sup>(22)</sup>

ロesslerの著書を刊行順に整理すると、『国権論 付録(第一・第二)』『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』『仏国革命論』ということになる。「独逸学方針」とともに、いずれもフランスの政治学に対してドイツ国法学の優位性を論じたものである。創立間もない独逸学協会から相次いで自著の翻訳を出すことにより、ロesslerは文字どおりわが国におけるドイツ学の方針を提示したのである。

ここでジームスが追究しなかった第二の点、つまりロesslerの翻訳者たちについても論じておきたい。『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』を訳した荒川邦蔵や「独逸学方針」を訳した関澄蔵が、独逸学協会の会員であったことはいうまでもない。そのうえ彼らは、他の多くの会員と同じく現職の官僚でもあった。荒川は太政官権少書記官などを務め『独逸学協会雑誌』の編集をおこなっている。また関は太政官文書局一等属の肩書きをもち、協会

からロッシヤ「農業経済論」の翻訳書を出している。そして彼らは同時に「ロエスレル氏答議」の翻訳者でもあった。

「ロエスレル氏答議」のほとんどには翻訳者の名前が見あたらない。わずかに明記されたものうち独逸学協会員としては、荒川や関のほか、山脇玄<sup>(23)</sup>、中根重一、花房直三郎、渡辺醇之助、今村研介、緒方道平、武内常太郎、そして伊東巳代治<sup>(24)</sup>などが挙げられる。答議書には法制局・制度取調局・文事秘書局・外務省・宮内省・参事院・枢密院・内閣・太政官等の名の入った野紙が用いられていることからわかるように、いずれもこうした部局に関わりのある少壮官僚たちである<sup>(25)</sup>。

なかでも注目すべきは伊東巳代治であろう。彼は太政官少書記官の時代に「ロエスレル氏答議」の翻訳を務めた。のちに制度取調局の一員として憲法の制定作業に関与することとなる。要するに、伊藤博文はもとより、井上毅も伊東巳代治も、独逸学協会と「ロエスレル氏答議」を介して、ロエスラーとはもとと深いつながりがあったということである。金子堅太郎については協会とも答議とも直接の関係こそ確認できないけれども、しかし彼もとよりドイツ国法学の徒であった。こうした事情からみるかぎり、明治憲法の起草にあたってロエスラーが主導的立場に立ったであろうことは容易に想像できる。

ジームスは憲法起草の秘密として、「井上の傍らにはロエスラーがいた」といった。だが実際にはロエスラーは井上の面前にいて、みずから憲法草案を起草したのではなかったか。

#### 四 君主主義・立憲主義・社会主義

ジームスによるロエスラー研究の最大の功績は、ロエスラーの明治憲法構想を「社会的立憲君主主義」(social-konstitutioneller Monarchismus)の一語に要約したことにある。ロエスラーは必ずしも公認されたドイツ憲法学を日本に持ち込んだわけではない。また明治政府の神話的な天皇観を容認したのではない。結局のところ、彼は社会的立憲君主主義の考えにもとづいて独自の憲法草案を提示し、そして挫折したのであった。ジームスの説明はこうである。

「私はロエスラーの憲法構想の根本的傾向を、社会的立憲君主主義と名づけたと思う。その際私は『社会的』という言葉を、社会全体の福祉のための自由な協同という、すぐれてロエスラー的な意味で理解している。彼にとって肝腎なのは帝制と立憲主義との有機的総合であるが、そこでは両者は近代的国家生活の調和ある秩序に奉仕することとなる。すなわち、帝制は、立憲主義の普遍的な諸要素を受け容れる——国家生活を社会の自由な諸力でもって充満させる——ことによって、国民共同体の統合という社会的機能において強化される。また立憲的諸制度は、指導的エリート層との同盟ならびに国民共同体全体の福祉の調整を取り込む、そのような皇帝の主権に従属することによって、階級関係に縛られた議会主義のもつ統一破壊的傾向に対抗できるといっているのである。彼の憲法理論のこうした『社会的な根本的傾向』は、従来ほとんどまったく看過されてきた。<sup>(26)</sup>」

君主制は国民国家的統合の機能をもつが、それは国民の不自由を招きがちである。他方、立憲主義は自由の原理にもとづくとはいえ、それは階級的利害という破壊的要素と不可分である。そこで両者をいわば弁証法的に総合すれば、君主の権威の下に憲法が機能し、国民は「社会的自由」を享受することができる。ジームスはさしあたり、そう言明する。だがこれは君主制と立憲主義の妥協的な結合を意味するのではない。少なくとも、君臨すれども統治せずといった、イギリス的な立憲君主制を想定した理論ではない。ジームスのいう社会的立憲君主主義は、「社会全体の福祉」のために、個人的自由ではなく社会的自由を標榜するのであり、これを制度的に保障するために君主の積極的な統治を期待するのである。

したがって、「社会的立憲君主主義」は、君主主義と立憲主義の二つの要素にある種の社会主義的な要素が加わって、はじめて機能するものといえる。もちろん社会主義とはいっても、イギリスやフランス起源のものではなく、団体主義的なゲルマンの歴史に根づいたものであるのだが。こうして社会的立憲君主主義は、 $\wedge$ 君主主義 $\vee$  $\wedge$ 立憲主義 $\vee$  $\wedge$ 社会主義 $\vee$ の三つの要素の組み合わせとして構想されることになる。

ジームスの直接の言明から逸脱して、少々図式的に整理しすぎたかもしれない。このなかで最も説明が必要なのは $\wedge$ 社会主義 $\vee$ 的な要素であろうが、実際に彼が用いるのはロesslerの「社会法」(Soziales Recht)概念である。<sup>(27)</sup>社会法の理念は、もともとゲルマン的団体法の理論から生まれ、私法と公法あるいは社会と国家の二元論を克服する試みとして前世紀の末に登場した。要するに、ドイツ帝国が再生し、資本主義と社会主義が一緒に出現したビスマルクの時代である。つまりドイツにおいては、 $\wedge$ 君主主義 $\vee$ と $\wedge$ 立憲主義 $\vee$ と $\wedge$ 社会主義 $\vee$ が同時に現れたといわわけだ。ロesslerはこのような国から、やはり国家的統一を果たしたばかりの日本にやって来たのであった。

ロesslerが来日したのは一八七八（明治一一）年のことであったが、このとき彼にはすでに『社会行政法』

(Das soziale Verwaltungsrecht, 1872/73) の著作があった。いうまでもなく、社会法の行政への応用の試みである。また来日後の一八八四(明治一七)年には『商法草案』(Entwurf eines Handels-Gesetzbuchs für Japan)を完成させている。商法は民法の特別法とされるが、実態からすれば社会法の一類型とみたほうがいい。商人社会が先行し商行為がありさえすれば商法は成り立つが、自立的市民の存在しないところに民法の出る幕はない。ロesslerが商法草案を書き上げたとき民法典はまだなかったけれども、それは彼の故国たるドイツ帝国においても同様であった。そして憲法であるが、これも簡単に公法と呼ばないで、むしろ社会法理念の究極の応用とみるべきかもしれない。たとえ天皇条項が前面に出ているとしても、彼の構想の眼目は社会的国家であったからである。

ロesslerは一八八七(明治二〇)年の四月に独自の憲法草案を書き上げた。<sup>(28)</sup> いわゆる井上草案とも夏島草案とも異なるものである。全九五個条からなるロessler草案の第一条と第二条は、次のように記されていた。例の「ロessler氏答議」から引用する。

「第一条 日本帝国ハ万世分割スヘカラサル世襲君主国トス

帝位ハ帝室家憲ノ規定ニ従ヒ帝室ニ於テ之ヲ世襲ス

第二条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラサル、帝国ノ主権者ナリ

天皇ハ一切ノ国権ヲ総攬シ此憲法ニ於テ欽定シタル規定ニ従ヒ之ヲ施行ス<sup>(29)</sup>

ちなみに、二年後に大日本帝国憲法として確定した際の対応条文を掲げておく。



「第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」

もちろんこの間にはさまざまな経緯があるけれども、<sup>(30)</sup>それをここで詳しく論じることはいらない。ロエスラーの天皇観ないし国家観を素描するのが、さしあたっての目的であるからだ。二つの憲法は同じようにもみえるが、実はまったく別のものだ。ロエスラーの憲法草案は日本帝国について述べているが、大日本帝国憲法は天皇から出発している。前者の理念は国家あつての天皇だが、後者は天皇あつての国家という建前をとっている。天皇の神聖性にしても、ロエスラーの場合、国家の主権者だから神聖だということになるが、これに反して帝国憲法の場合は、天皇は国家以前にすでにして神聖な存在ということになる。

ロエスラーは、天皇神話をそのまま憲法に持ち込むことに強く抵抗した。たとえば政府草案が憲法の首条に「万世一系」の文言を用いたのに対し、彼は一八八七（明治二〇）年十月に「日本帝国憲法修正案ニ関スル意見書」を提出して次のように論じている。伊東巳代治の翻訳で紹介する。

「修正案第一条ニ万世一系ノ天皇云々トアリテ過大ノ誇称タラサランコトヲ欲スルモ吾人ハ前途百年ヲ予シメト断スル能力ナキヲ奈何セン不祥ニ渉ルノ憚ナキニアラスト雖モ今後幾百千年ノ後マテ皇統ノ連綿タルヘキヤハ何人モ予知シ能ハサル所ナリ今天下碁列国ヲ成スモノ決シテ天壤ト与ニ窮リ無キコト能ハサルハ威ナ共ニ相通シテ信スル所ニアラスヤ蓋シ余ハ法律上或ハ政治学上ノ道理ヨリシテ果シテ然リト云フヘカラサルヲ知ルト雖モ余ハ一ノ歴史上ノ事実ヲ記憶スルカ故ニ妄リニ前途百年ヲ断シテ神人ノ怒ヲ招クコトヲ欲セサルナリ」<sup>(31)</sup>

かなり読みづらいが、ロesslerの意見は、「万世一系」(die ewig ununterbrochenen Linie) などという「漠然タル文字」は、法律上や政治上の道理ならともかく、歴史上の事実としては大仰にすぎる、というに尽きる。もっとも、政治的法律たる憲法の表現なのだから、彼の主張は的はずれの感がしないでもない。しかしここに引用した個所につづけて、ロesslerは不吉な歴史的経験を披瀝している。それはドイツのハノーファー王国の事例で、国王が「我が王室は永遠に国土を支配せん」との勅語を発したわずか数年後に、プロイセンに併合されてしまったという皮肉な事実である。さすがにそれ以上は控えたものの、彼の脳裏にはフランス国王の運命も浮かんでいたはずだ。ロesslerは天皇の神話的粉飾に僻易しつつ、「開闢以来一系」(die seit Anbeginn ununterbrochene Linie) という代案を提言している。これまで皇室はつづいてきた、だが将来はわからないということだろう。彼は天皇を永遠なる者から歴史的存在に引き降ろすのである。

こうした現実的判断にもかかわらず、ロesslerは憲法上はやはり天皇が主権者だという。これをロesslerの変節とみてはなるまい。「帝国ノ主権者」とはあくまでも法的位置づけなのであって、それは国家あつての君主という、ドイツの国法学的常識を宣言しているにはかならないからである。しかも国家と法の観点からすれば、君主主権説はたやすく国家主権説に転化する。つまり君主を国家の代理人とする君主機関説までの距離も、見かけほどには遠くないということだ。

ロesslerの憲法草案は天皇の絶対性を承認するものではない。しかし天皇を抜きにして国民の統合を図ることはできない、との信念に貫かれている。ヘーゲルは君主の存在意義を指して、「*Point*」という文字上の点だとい<sup>(32)</sup>った。なければ格好がつかない、しかし絶対的なものではない、ということだろう。そしてこの「点」(Punkt)は、君主

がなにごとかを決裁するときの「璽」つまり印鑑でもある。たとえ形式的な決裁だとしても、あくまでも責任は印鑑を押した者にある。君主は国家の要であるが、そのゆえに法的責任の所在はここになければならない。ロエスラー草案の第七三条には、「天皇ハ内閣ノ首席ニ臨ミ其議事ヲ裁決ス」とある<sup>(33)</sup>。これも天皇の絶対性の容認ではなく、主権者である以上当然の、法的責任の根拠規定と解すべきであろう。

ロエスラーによる「万世一系」文言への批判も「内閣ノ首席」条項の提案も、伊藤博文や井上毅にはとうてい受け容れられるものではなかった。彼らにとって天皇は神聖な存在であり、法的に無答責であることが大前提であったからだ。しかしその結果、完成した大日本帝国憲法は、統治はするが責任はもたない天皇を擁することとなった。周知のように、実際の憲法運用はこの傾向を際限なく助長することになるだろう。

ジーマスはロエスラー研究を締めくくるにあたって、「憲法の解釈、ならびにその实际的、政治的運用において決定的なものとなったのは、ロエスラーの社会観ではなく、第一条の神話的見解であった」と述べている<sup>(34)</sup>。これはもちろん、確定した憲法第一条を指すのだが、そのすぐあとで今度はロエスラー草案の第七三条に関して、次のように厳しい批判を加えている。

「憲法に規定された天皇の裁決機能の欠落は、統治体系の中心に空虚 (Leerstelle) を生み出してしまった。この空虚は、匿名の人々、つまり憲法の外部にあって、最終的に責任を負わない人々によって占められるであろう。」

現実の天皇は「点」ですらなく、なんとも不可解な「空虚」となってしまった<sup>(35)</sup>。これはロエスラーの直接の見解ではないが、それを承知であえて彼自身の言葉として受け止めておきたい。天皇が空虚であることに気づいたと

き、ロエスラーの憲法制定作業は全体として挫折した。それとともに、お雇いドイツ人としての任務そのものにも挫折感を抱いたのではなからうか。

さて、しばらく独逸学協会から離れてしまった。独逸学協会のドイツ人会員のなかに、ロエスラーと同じような法律顧問としてアルベルト・モッセ (Albert Mosse, 1846—1935) という人物がいた。とはいっても、今のところモッセと独逸学協会の密接な関係は見出せない<sup>(36)</sup>。けれどもロエスラーとモッセのあいだには密接すぎるほどの関係があり、それがロエスラーの挫折にもつながっている。モッセはロエスラーにとっていかなる存在であったのか。

明治憲法の制定に先立って、伊藤博文らはヨーロッパに赴き、ベルリン大学のグナイストとウィーン大学のシュタインに教えを求めた。その際、グナイストの代講役を務めたのがモッセであった。その縁でモッセは法律顧問として日本に招かれることになる。

実は「ロエスレル氏答議」としてまとめられた文書のなかには、相当数モッセの意見書も含まれている。井上毅は憲法問題に関して、ロエスラーとモッセに同時に質問することが多かった。意識的に両ドイツ人を競わせ、井上からみて好ましいほうの答申を採用したふしがある。ジームスは井上の傍らにはロエスラーがいたというが、それはモッセについても同様である。ロエスラーにとってモッセは最大のライヴァルであった。

グナイストの弟子とはいえ、モッセはユダヤ系の出自であり、ドイツ本国での将来は暗かった。彼が日本にやって来たのはこのことと無関係ではない。またロエスラーが日本に来たのも、反ビスマルク派として危険人物視されていたからである<sup>(37)</sup>。ともにドイツ本国で疎外された二人の法律顧問であるが、日本のドイツ人社会においては、ユダヤ人モッセよりも「社会主義者」ロエスラーのほうが嫌われていたようだ。彼の社会的立憲君主制はそれほど警

戒されるべき危険性を内包していたのである。

これは直接には地方自治制度の問題であるが、モッセがプロイセン式の分権的な制度をわが国に導入しようとしたとき、ロesslerは集権主義的立場から猛烈に「反対した。ロesslerはついに堪忍袋の緒が切れて、モッセについて「彼は私のすべてを台無しにする」(Er macht mir alles kaputt.)と叫んだという。<sup>39)</sup> 次の機会にはロesslerのすべてを台無しにした、このモッセについて考えてみたい。

最後に、冒頭に掲げた弔辞について。これが書かれたのと同じ一八九五（明治二八）年に、独逸学協会学校の専修科が廃止された。協会学校々長兼帝国大学綜理の加藤弘之によってである。まったくの偶然にはちがいないものの、ロesslerと独逸学協会との妙な因縁を感じさせる。加藤の内心において、ロesslerへの弔辞は専修科への弔辞でもあったということだろうか。

## 注

- (1) 鈴木案蔵『憲法制定とロessler——日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神——』東洋経済新報社、一九四二年、四七頁以下参照。vgl. Yasuō Suzuki, Hermann Roessler und die japanische Verfassung, übersetzt von Johannes Siemes, in: Monumenta Nipponica, Studies on Japanese Culture, Past and Present, Vol. IV, 1941, S. 62f. 後者には「この日本語の手紙は、上掲のドイツ語訳とともに、ベルリンの帝国宰相府を経て、アグネス・ロessler夫人に渡されたが、今日ではロesslerの娘の所有となっている」と付記されている。とはいえ、鈴木もドイツ文を挙げるのみで日本語のほうは参照していないようなので、迂遠ながらドイツ語の文面から翻訳した。なお、後掲のジーマスもこの弔辞を引用している。

(2) 堅田「独逸学協会学校専修科——ある法律学校の歴史——」『獨協法学』四〇号、一九九五年、三五頁以下参照。

(3) 「独逸学協会会員名簿」、『目で見る獨協百年1883—1983』獨協学園、一九八三年、三三頁以下参照。

- (4) シヒャエリスと青木の関係につき、堅田、前掲論文、四八頁以下参照。
- (5) Suzuki, a. a. O., S. 72.
- (6) Johannes Siemes, *Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Staatsrecht*, Der Beitrag Hermann Roeslers, Berlin, 1975, S. 146. シーメス『日本国家の近代化とロessler』本間英世訳、未來社、一九七〇年、二〇一頁以下。両著の關係は通常の翻訳の場合とは逆で、まずドイツ語原稿をもとにした訳書が出版され、そのあとでドイツ語版が出版された。内容構成も少なからず異なっており、ドイツ語版は日本語版の改訂版といつていい。紹介にあたっては本間訳をもとにしたが、ドイツ語版を参照しつつ相当の手直しをおこなった。
- (7) ロessler「独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失」、『独協百年』第二号、獨協学園百年史編纂委員会、一九七九年、二九七頁以下。
- (8) Siemes, a. a. O., S. 146f. 訳、八二頁以下参照。
- (9) Siemes, a. a. O., S. 147. 訳、二〇二頁以下参照。
- (10) 訳文からドイツ語原文を推定するに際して、前掲のシーメス訳鈴木論文とシーメス著ドイツ語版を参照した。vgl. Suzuki, a. a. O., in: *Monumenta Nipponica*, Vol. V, 1942, S. 10f.; Siemes, a. a. O., S. 147f. *やぶら* シーメス、前掲書本間訳、二〇二頁以下をも参照。
- (11) 堅田「加藤弘之の国法学——ブルンチュリ『国法汎論』との関連で——」『獨協法学』四三号、一九九六年、一九九頁以下参照。「独逸学方針」におけるブルンチュリの位置づけにつき、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想——国民『観念の成立とその受容——』『東京都立大学法学会雑誌』三三巻一号、一九九二年、二三〇頁参照。
- (12) ロessler「独逸学方針」『独逸学協会雑誌』六号、一八八四年、二〇頁以下。
- (13) 「本年五月一二日、独逸学協会春季総会ニ於テ協会会員、独逸国博士リヨースレル氏ノ演説」、『独協百年』第二号、三三四頁参照。
- (14) Paul-Christain Schenck, *Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens*, Deutsche Rechtsberater im Japan der Meiji-Zeit, Stuttgart, 1997, S. 240, Anm. 1, S. 38f. *同趣旨*。
- 実は引用した個所には次の文章がつづく。「独逸学協会学校の法的承継者は埼玉県にある独協大学である。その大学資料

- 室には明治時代の文書が残されている。残念なことに、それはよくわからない理由で著者には利用できなかった。「事情は不明だが、おそらく滞日中にシェンクが資料を照会したところ、婉曲に断られたということだろう。同大学の一員として忸怩たる思いを禁じえない。
- (15) ミヒャエリスをとおしての独逸学協会学校の紹介は、すでに中井晶夫によってなされており、遅ればせながら私も同様のことを書いたことがある。中井『ドイツ人とスイス人の戦争と平和——ミヒャエリスとニッポルト——』南窓社、一九〇五年、一一九頁以下。堅田「独逸学協会学校専修科」三五頁以下。
- (16) Schenck, a. a. O., S. 249f.
- (17) Siemes, Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Staatsrecht, S. 62. ジーメス『日本国家の近代化とロessler』本間訳、一〇八頁。原文は『太陽』臨時増刊「明治十二傑」博文館、一九〇九年三九頁。vgl. Schenck, a. a. O., S. 177f.
- (18) 尾佐竹猛『日本憲政史大綱』下巻、日本評論社、一九三九年、七二八頁。Siemes, a. a. O., S. 62. 訳、一〇八頁。vgl. Schenck, a. a. O., S. 184, Anm. 31.
- (19) 二五六号文書「政治学ニ関スル問」(一八八三／明治一六)、国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第四、東京大学出版会、一九八一年、一七二頁以下。
- (20) 堅田「独逸学協会とドイツ法学——加藤弘之および穂積陳重との関連で——」『比較法史研究』四号、一九九五年、三二一頁以下参照。
- (21) 三八六号文書「リヨースレル氏演説『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』」(一八八三／明治一六)、『近代日本法制史料集』第七、一九八四年、六七頁以下。
- (22) 三七九号文書「ルースレル氏国権論 付録第二」(一八八二／明治一五)、『近代日本法制史料集』第七、四四頁以下。なお「ロessler氏答議」の編者によれば、「付録第一」も梧陰文庫に所蔵されており、それは一九二号文書「主権ノ問」(同史料集第三、一九八〇年、二七八頁以下)と同文のものである。
- (23) 四四号文書「勅令ト其他ノ行政官ノ命令ハ、其名称ヲ区別スヘキノ問」(一八八七／明治二〇)には、朱字で「山脇君」「依例乞翻訳」と付されている。少なくともこの時期の多くの訳は山脇によるものであろう。『近代日本法制史料集』第

- 一、一九七九年、一八八頁参照。
- (24) 一九七号文書「執政責任連帯ニ関スル間」(一八八一/明治一四)は、明示されていないが伊東巳代治訳と思われる。伊東名入りの野紙が使われているからである。『近代日本法制史料集』第四、一三三頁参照。
- (25) 山脇玄は、法制部権少書記官・法制局部長・行政裁判所長官などを務めた。独逸学協会学校幹事。中根重一は、太政官文書局御用掛・法制局参事官・貴族院書記官長。独逸学協会幹事。夏目漱石の妻鏡子の父。花房直三郎は東京外語教諭・内閣統計局長。渡辺醇之助は農商務省駅通局御用掛。今村研介は太政官参事院・八王子区裁判所検事。緒方道平は太政官會計部に勤務。武内常太郎は独逸学協会学校専修科卒業生。伊東巳代治は、太政官内務部少書記官・内閣書記官長・枢密顧問官。以上、前掲『目でみる独協百年1883-1983』所載の「独逸学協会会員名簿」等による。
- (26) Siemes, Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Recht, S. 78. ジーメス『日本国家の近代化とロessler』本問訳、一二八頁。ロesslerの「社会的立憲君主主義」は、ロレンツ・フォン・シュタインの「社会的君主制」(soziales Königtum)から影響を受けた。
- (27) ロesslerの「社会法」概念につき、Siemes, a. a. O., S. 21ff. 訳、二〇頁以下。彼の社会法論に着目したものとして、村上淳一「ローベルト・フォン・モールとヘルマン・レイスラーの社会理論」、『野田良之先生古希記念 東西法文化の比較と交流』有斐閣、一九八三年、一五七頁以下参照。小林昭三『明治憲法史論・序説——明治憲法への摸索と結着——』成文堂、一九八二年、二〇二頁以下参照。
- (28) ロesslerの憲法草案については、小嶋和司『明治典憲体制の成立』木鐸社、一九八八年、三頁以下、に詳細な検討がみられる。
- (29) 「ロessler起草日本帝国憲法草案」、『近代日本法制史料集』第六、一九八三年、一六頁。ドイツ語原文も同書所収。
- (30) ロessler草案の天皇条項につき、Siemes, a. a. O., S. 32ff. 訳、一三九頁以下。ロessler草案と大日本帝国憲法の逐条的比較につき、Suzuki, a. a. O., Vol. V, 1942, S. 68ff. 天皇の政治的答責性をめぐるロesslerと井上毅の見解の相違につき、Schenk, a. a. O., S. 182f.
- (31) ロessler「日本帝国憲法修正案ニ関スル意見書」、稲田正次『明治憲法成立史』下巻、有斐閣、一九六二年、二四八頁。vgl. Siemes, a. a. O., S. 81. 訳、一三一頁。他に、須貝修一「ロesslerと明治憲法」『産大法学』一一巻、二・三



号、一九七七年、二七頁参照。

- (22) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, § 280 Zusatz, *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 7, Frankfurt am Main, 1970, S. 451. ヴーゲル『法の哲学』藤野渉・赤沢正敏訳、世界の名著四四 中公パックス、一九七八年、五三八頁。
- (33) 「ロエスレル起草日本帝国憲法草案」、『近代日本法制史料集』第六、二三頁。
- (34) Siemes, a. a. O., S. 146. 訳、一二二頁。
- (35) ロラン・バルトは、「つかにもこの都市は中心をもっている。だが、その中心は空虚である」といった。もちろん、皇臣の空虚さのことである。バルト『表徴の帝国』宗左近訳、ちくま学芸文庫、一九九六年、五四頁。
- (36) Albert und Lina Mosse, *Fast wie mein eigen Vaterland. Briefe aus Japan 1886—1889*, hrsg. v. Shiro Ishii, Ernst Lokowandt u. Yukichi Sakai, München, 1995, S. 198. 長尾龍一「鹿鳴館の挫折とともにも——アルバート・モッセ夫妻の『在日書簡集 一八八六年〜九年』——」『法律時報』六八巻八号、一九九六年、四〇頁以下、とくにロエスラーとモッセあるいは夫人どうしの関係につき、四四頁以下参照。長尾も指摘しているが、モッセの書簡には「天皇Ⅱ〇」「単なる傀儡」(eine bloße Puppe) という表現がみられる。Mosse, a. a. O., S. 327, 343. 長尾『日本憲法思想史』講談社学術文庫、一九九六年、二〇頁以下参照。ロエスラーの期待にもかかわらず、現実の天皇はついに裁決者たりえなかったということか。
- (37) ロエスラーのビスマルク体制批判につき、Siemes, a. a. O., S. 37f. 訳、二五頁以下参照。
- (38) Schenck, a. a. O., S. 180f. 訳、一九三頁以下。O. Schmiedel, *Die Deutschen in Japan*, Leipzig, 1920, S. 45.
- (39) Siemes, a. a. O., S. 138. 訳、一九〇頁。

追記…「ロエスレルとは俺れのことかとレースラー言い」という川柳があるそうだが、Roesslerの日本語表記は他に例をみないほど多様である。「ロエスレル」「レースラー」のほかにも、「ロイスレル」「ロスレル」「リヨースレル」「ルースレル」「ルスレル」「ルスセル」「レスレル」「羅斯列兒」など枚挙にいとまがない。それだけ広範な

分野で活躍したということであり、にもかかわらず裏方に徹して目立たなかったということでもあるだろう。同一の人物を指しているにはちがいないのだから実害はないとはいえ、Roslerの正当な評価のためには不都合でもある。本論文では、引用部分を除き、可能なかぎり「ロessler」に統一した。